あなたも私もみんなステキ

~ともに考えましょうみんなの人権~

(総合センター) **な64-1126**iinsui@town.yuasa.lg.ip

人権尊重委員会

人権推進課

新型コロナウイルス感染症に関連した人権について

新型コロナウイルス感染症に感染した方やその家族、特定の業種に従事する方等に対する、またワクチンの接種に関連した誤解や偏見に基づく不当な差別は許されません。

公的機関の提供する正確な情報を入手し、冷静な行動に努めましょう。

◆感染症を恐れるあまり、過剰に反応していませんか?

今、みんなが不安を感じやすくなっています。 そんな時だからこそ、自分の言葉や行動が差別 や偏見につながっていないか、「誰か」のこと ではなく「自分のこと」として考えてみること が大切です。悪意のない言動であっても人権侵 害につながることもあります。さらには、感染 症対策にも影響を与える可能性があります。

正しい知識と情報をもとに行動することが、 新型コロナウイルス感染症から、自分や家族、 みんなを守ることにつながります。

◆誹謗中傷は犯罪です

「○○店ではコロナに感染した従業員が働いている」といった書込みやうわさをしたり、「適切な感染症対策をしていないから、□□店はクラスターが発生した」と虚偽の情報を流すなどの行為は、誹謗中傷にあたり、懲役や罰金などの刑事罰が科される場合があるだけでなく、被害者から損害賠償を請求されることもあります。

和歌山県では、令和2年12月に「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」を施行し、誹謗中傷等への取組や教育及び啓発の実施、相談体制の充実を定めています。

●新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷、差別やいじめにお困りの方は

コロナ差別相談ダイヤル	TEL: 073-441-2563	月〜金
(和歌山県)	FAX: 073-433-4540	9:00〜17:45 (祝日除く)
人権ホットライン	TEL: 073-421-7830	月〜金
(和歌山県人権啓発センター)	FAX: 073-435-5421	9:00 〜 16:00(祝日除く)
湯浅町人権推進課	TEL: 64-1126 FAX: 63-3792	月〜金 8:30 〜 17:15(祝日除く)

●新型コロナウイルス感染症に関する健康についてお悩みの方は

和歌山県健康推進課	TEL: 073-441-2170 FAX: 073-431-1800	24時間対応(土・日・祝日含む)
湯浅保健所	TEL: 64-1291 FAX: 64-1290	月~金 9:00~17:45 (祝日除く)

「第3次湯浅町男女共同参画基本計画(素案)」

のパブリックコメントを実施します!

令和4年度から令和8年度までの「第3次湯浅町男女共同参画基本計画」を策定するにあたり、計画素案に関するパブリックコメント(意見募集)を実施します。

ご意見のある方は、ぜひお寄せください。

◆期間:2月7日用~2月18日

※パブリックコメントの詳細は、当該期間に湯浅町ホームページにて掲載します。